

議案第 5 6 号

京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例及び京丹後市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例及び京丹後市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 6 年 5 月 1 7 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が令和 6 年 3 月 2 9 日に公布され、一部が令和 6 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例及び京丹後市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例の一部改正)

第1条 京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例(平成27年京丹後市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」の次に「(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。)」を加える。

(京丹後市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 京丹後市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成27年京丹後市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例(平成27年京丹後市条例第9号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例	京丹後市地域包括支援センターの基本方針及び職員数の基準に関する条例
平成27年2月27日 条例第9号	平成27年2月27日 条例第9号
第1条～第3条 (略) (職員数の基準)	第1条～第3条 (略) (職員数の基準)
第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数	第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数
	<u>(地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。)</u>
	は、原則として次のとおりとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
第5条 (略)	第5条 (略)
	<u>附 則</u>
	<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

京丹後市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例(平成27年京丹後市条例第10号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
京丹後市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 平成27年2月27日 条例第10号 第1条～第12条 (略) (指定介護予防支援の業務の委託) 第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の協議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略) 第14条～第34条 (略)	京丹後市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 平成27年2月27日 条例第10号 第1条～第12条 (略) (指定介護予防支援の業務の委託) 第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の協議を経なければならないこと。 (2)～(4) (略) 第14条～第34条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>